漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則第5条第1項第1号の漁業に関する神奈川県漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項、同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間及び同第16条第2項による許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又	許可又	推進機	操業区域	漁業時期	許可又は起業の	(規則第14条	許可又は	許可の
	は起業	は起業	関の馬			認可をすべき漁	第1項により許	起業の認	有効期
	の認可	の認可	力数			業者の資格	可又は起業の認	可を申請	間
	をすべ	をすべ					可時に付加する	すべき期	
	き船舶	き船舶					条件)	間	
	等の数	等の総							
		トン数							
小型まき	4	5 トン未	申請の	共第7号、共第8	1月20日	横須賀市長井に	1.稚あゆを目的	令和4年	令 和 5
網第5種		満の申	あった	号、共第9号共同	から4月	漁業根拠地※を有	とした採捕に限	12 月 12	年 1 月
漁業		請のあ	馬力数	漁業権の漁場の区	30 日まで	し、稚アユを目的	る。	日から令	20 日 カュ
		った総		域と各区域と陸岸		とする小型まき	2.火光を利用し	和 5 年 1	ら令和
		トン数		に囲まれた区域及		網第5種漁業を	てはならない。	月 11 日	8 年 9
				び下記点Aから点		営むことについ	3.地びき網漁業	まで	月 30 日
				Eまでを結んだ線		て、共第7号、共	の操業を妨げて		まで
				と江の島弁天橋各		第8号、共第9	はならない。		
				橋脚西端を結んだ		号、共第 10 号及	4.2そうまきで		
				線と陸岸に囲まれ		び共第 11 号共同	の操業とする。		
				た区域		漁業権の免許を	5.小まき第○号		
				点A 共第9号と		受けた者の受忍	**の許可を受け		
				共第 10 号の境界		を受けている者。	た船舶以外の船		
				の最北端			舶と操業しては		

点B 共第9号と	ならない。
共第 10 号の境界	6.2ヶ統同時に
の最南端	操業してはなら
点 C 共第 10 号	ない。
と共第 11 号の境	
界の最南端	***許可番号は許
点D 江の島展望	可時に決定
灯台中心点から真	
南へ引いた線と共	
第 11 号の境界線	
の交点	
点E 江の島展望	
灯台中心点	

<sup>\*\*</sup>漁業根拠地:許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。